

各県立学校長 殿

学校体育保健課長

熱中症事故防止対策及び事故発生時の情報共有の徹底について（通知）

熱中症対策については、「熱中症事故防止対策及び体育的行事に係る状況調査について（依頼）」（令和 6 年 4 月 9 日付け学体保第 54 号）及び「熱中症事故の防止及び学校管理下における熱中症受診状況調査について（依頼）」（令和 6 年 5 月 7 日付け学体保第 143 号）、「夏季休業中の部活動における熱中症対策について」（令和 6 年 7 月 9 日付け学体保第 331 号）等により、再三にわたり事故防止対策の徹底や、万が一事故が発生した場合には学校内での情報共有はもとより救急搬送事案については速やかに当職に報告するよう依頼してきたところです。

こうした中、昨日、県立高等学校の生徒が部活動中に熱中症中等症疑いにより救急搬送されましたが、暑さ指数の計測等十分な熱中症事故防止対策がなされなかったほか、速やかに管理職に対し事故発生の連絡が行われず、また、当職にも報告がなされませんでした。

昨年、本県で部活動から帰宅途中の女子中学生が熱中症疑いにより亡くなる事案が発生したことなどから、県教育委員会においてもスポットクーラーを整備したほか、機会あるごとに注意喚起を行うなど熱中症事故防止の徹底に取り組んでいる中、このような事態が発生したことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。

つきましては、前述の通知等を再度ご確認いただき、熱中症事故防止対策及び事故発生時の情報共有を徹底していただくとともに、救急搬送があった場合は、速やかに当職に報告くださるようお願いいたします。

別紙 1 「熱中症事故防止対策及び体育的行事に係る状況調査について（依頼）」

（令和 6 年 4 月 9 日付け学体保第 54 号）

別紙 2 「熱中症事故の防止及び学校管理下における熱中症受診状況調査について（依頼）」

（令和 6 年 5 月 7 日付け学体保第 143 号）

別紙 3 「夏季休業中の部活動における熱中症対策について」

（令和 6 年 7 月 9 日付け学体保第 331 号）

【担当】

課長補佐（学校体育・部活動改革推進担当）

高橋 愛 023-630-2561

課長補佐（保健・食育担当）

横尾 保年 023-630-2892

学体保第 54 号
令和 6 年 4 月 9 日

各県立学校長 殿

教育局学校体育保健課長

熱中症事故防止対策及び体育的行事に係る状況調査について（依頼）

熱中症事故の防止については、各学校において鋭意対応いただいているところですが、昨年 7 月には部活動後の帰宅途中に中学生が熱中症とみられる症状で死亡した事案や昨年 8 月には学校行事の練習中に中学生が集団で救急搬送されるなど、重大な事故が連続して発生しました。

このような事故を二度と繰り返さず、児童生徒の生命を守り健康被害を防ぐためには、熱中症防止対策を更に徹底することが重要です。

ついては、下記の点に御留意いただくとともに、各学校において熱中症事故の防止に努めていただくようお願いします。

併せて、令和 6 年度の教育活動の検討については、スポ保第 1135 号（令和 5 年 12 月 14 日）で依頼しているところですが、各学校における運動会・体育祭の実施時期の把握のため、下記の回答フォームより御回答くださるようお願いします。

記

- 暑さ指数 31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で嚴重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること。特に 4 月、5 月は暑さに体が慣れていないため、暑さ指数が高くなくても熱中症のリスクはあることに留意すること。
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 猛暑が予想される時期の教育課程（休業日の設定や活動内容）、学校行事等については、前例や伝統、習慣にとらわれることなくその内容や時期について検討すること。
- 熱中症による事故防止に向け、各学校の教育活動に即した対策を改めて検討し、対応マニュアル等の見直しを行うこと。

〔運動会・体育祭実施時期について〕

回答フォーム https://docs.google.com/forms/d/1LStH_V0r8TrnxuDdP00rGGweUb9cc19ztEbg7Q_4hfs/edit

※回答期限 令和 6 年 4 月 26 日（金）



【担当】

学校安全担当 神谷 典成
学校体育担当 須貝 慎太郎
TEL 023(630)2891
FAX 023(630)2893
e-mail kamiyan@pref.yamagata.jp

学体保第 143 号
令和 6 年 5 月 7 日

各県立学校長 殿

教育局学校体育保健課長

熱中症事故の防止及び学校管理下における熱中症受診状況調査について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長他から依頼がありました。

については、下記事項に留意の上、各学校において熱中症事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

また、学校管理下における熱中症発生状況を把握するため、熱中症による医療機関への受診状況を下記により報告（以下、「熱中症受診状況調査」とする）くださるよう併せてお願いします。

記

1 熱中症事故の防止について

- 各学校における熱中症事故対策のポイントを整理・確認することに役立つチェックリスト（別添 3）を効果的に活用すること。
- 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- 運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、特に教職員等の体制が普段と異なる環境で活動する際には、事故防止の取組や緊急時の対応について、児童生徒等も含めた事前の確認及び備えをしておくこと。
- 暑さ指数に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すこと。
- 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたいうでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。

2 熱中症受診状況調査について

- (1) 報告方法 別紙「調査票」（6月から9月の各月末日締め）を提出。
学校体育保健課担当宛メールにて提出ください。
- (2) 報告期限 調査月の翌月 7 日まで（休業日の場合はその次の日）

【担当】

学校安全担当 神谷 典成

TEL 023(630)2891

FAX 023(630)2893

e-mail kamiyan@pref.yamagata.jp

学体保第 331 号
令和 6 年 7 月 9 日

県立学校長 殿

教育局学校体育保健課長

夏季休業中の部活動における熱中症対策について

熱中症の事故防止対策については、令和 6 年 4 月 9 日付け、学体保第 54 号で通知しており、各学校において適切に対応いただいているところでありますが、熱中症疑いで中高生が救急搬送された事案が、今年度 10 件（7 月 8 日時点）あり、そのほとんどが、暑さ指数 28℃以下での活動中でありました。このようなことからしても、活動環境・活動内容及び生徒個々の健康状態によっては、暑さ指数がさほど高くなくとも熱中症の症状が現れることを念頭におき、活動することが重要です。

また、これからの時期は本格的な暑さとなることから、熱中症への警戒レベルを更にあげていく必要があります。特に、部活動や大会への参加や応援の際には、下記の内容を踏まえ、引き続き、熱中症事故防止対策の徹底に取り組むよう指導願います。

なお、救急搬送があった場合は、速やかに教育局学校体育保健課へ報告くださるようお願いいたします。

記

【特に留意いただきたい事項】

- 熱中症警戒アラートが出ている場合（前日 17:00、当日 5:00 発表）は、活動の中止を前提に慎重に判断すること
- 暑さ指数 31℃以上で運動は原則中止とする。28℃以上で嚴重警戒（激しい運動は中止）の場合は、活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。
- 単に暑さ指数によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、児童生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること。（暑さ指数が高くなくとも熱中症のリスクがある）
- 午前から午後にかけての活動等、時間の経過とともに暑さ指数の上昇が想定される場合には、気象状況や児童生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。
- 活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。
- 登下校や部活動の移動時における熱中症リスクについても、引き続き十分に考慮すること。

【担当】

課長補佐 高橋 愛（学体・部活改革）
TEL 023-630-2561
e-mail takahashiail@pref.yamagata.jp